光ディスク等による
給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の
提出にあたっての注意事項

（令和７年度以降適用）

さいたま市　財政局　北部市税事務所

法人課税課　特別徴収係

1. 重要事項

1.1　提出期限

提出期限は提出年の１月末日（１月末日が閉庁日の場合は翌開庁日）です。余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

1.2　書面での給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出について

書面での給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出は原則必要ございません。ただし、追加提出・訂正分及び、提出期限を過ぎて提出する場合は、書面での給与支払報告書・公的年金等支払報告書を依頼することがあります。

なお、提出期限内に、光ディスク等と併せて書面での給与支払報告書・公的年金等支払報告書を提出された場合は、光ディスク等のデータを優先いたします。

1.3　光ディスクによる特別徴収税額通知について

令和３年度税制改正により､光ディスクによる特別徴収税額通知は令和５年度で終了いたしました。令和６年度以降に電子データでの特別徴収税額通知を希望する場合は、eLTAX をご利用ください。

今後、光ディスクによる特別徴収税額通知を希望し、空の光ディスクを同封したとしても、空のままご返送させていただきますので、予めご了承下さい。

1.4　光ディスク等による提出承認申請書について

令和５年度税制改正により、光ディスク等で給与支払報告書及び公的年金支払報告書を提出する場合に必要とされていた｢給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書｣の提出が不要になりました。

2.提出時の注意事項

2.1　提出物

以下についてご提出ください。

・光ディスク等正本（必須）

なお、対応媒体は以下の通りです。

・CD-R

・DVD-R

さいたま市では、現在 FD 及び MO に対応しておりませんので、ご了承ください。

2.2　光ディスクのレーベル面への記載事項

光ディスクのレーベル面には、次の事項を記載してください。

① 貴事業所（提出者）の名称

② 貴事業所（提出者）の所在地

③ さいたま市の指定番号（複数の事業所のファイルを記録している際は、それらの全ての指定番号）

④ 法人番号（複数の事業所のファイルを記録している際は、それらの全ての法人番号）

⑤ 提出件数（総件数及び特別徴収対象者件数・普通徴収対象者件数の内訳）

⑥ 提出年月日

レーベル面には油性フェルトペン等で記載してください。この際、筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。

なお、公的年金等支払報告書を提出する際は、③④の記載は必要ありません。

2.3　提出上の注意

① 提出前にファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

② 提出物は必ず一つにまとめ、一括して提出してください（区ごとではなく、10 区分を全てまとめて法人課税課宛に提出してください）。

③ 取りまとめ事業所等が一括して関連事業所等の給与支払報告書データを作成し、1 枚の光ディスク等に記録する場合は、事業所（指定番号）ごとにファイルを分割してください（必須）。

また、可能である限り、光ディスク等の媒体も事業所（指定番号）ごとに分割してください。

④ ご提出いただいた光ディスク等につきましては返却いたしません。

⑤ 郵送事故等による書類の未着等につきましては責任を負いかねますので、ご了承ください。記録が残る方法での提出をお勧めいたします。

2.3　提出先

〒330-8603
さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 124 番地 1 大宮区役所 5 階
さいたま市 財政局 北部市税事務所 法人課税課 特別徴収係
光ディスク担当　宛

3. 光ディスク等作成時の注意事項

3.1　光ディスク等の規格等

光ディスク等の規格等及びレコード内容等につきましては、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku）をご覧ください。

3.2　光ディスク等の規格及びファイルの仕様に関する注意事項

①　ファイル形式について

ファイル形式は、「CSV（コンマ区切り）(*.csv)」となります。「CSV UTF-8（コンマ区切り）(*.csv)」で記録されている例が散見されますので、ご注意ください。

＜イメージ図＞

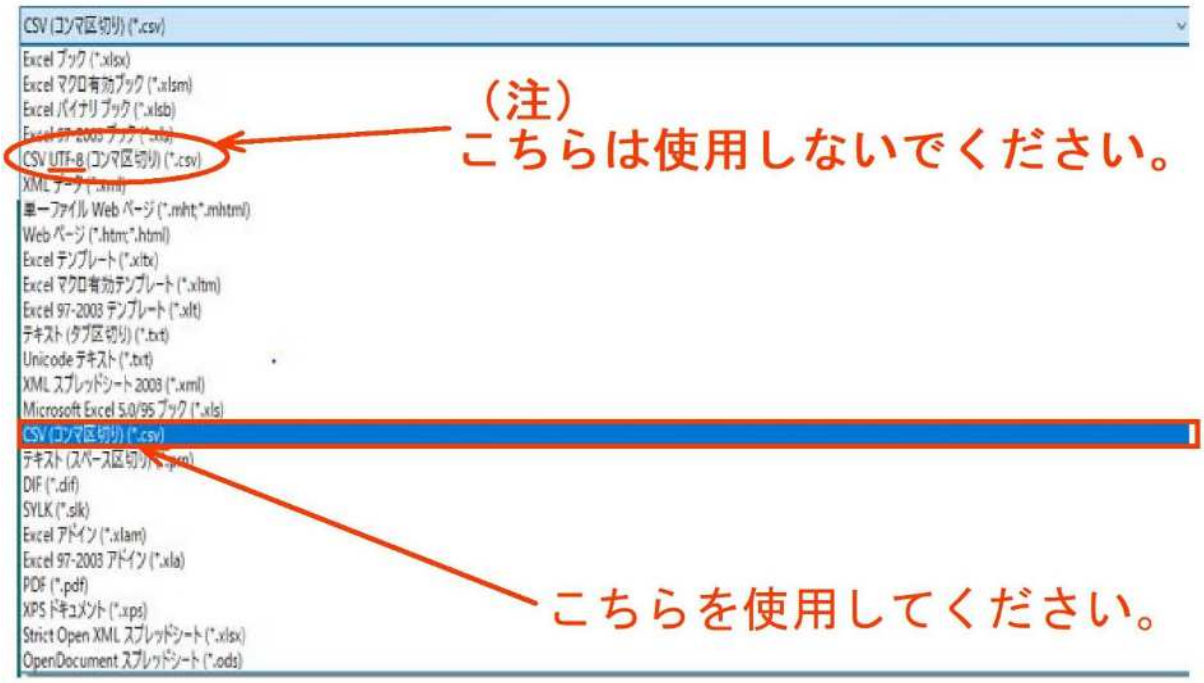

② ファイルの保存について

＜正しい例＞

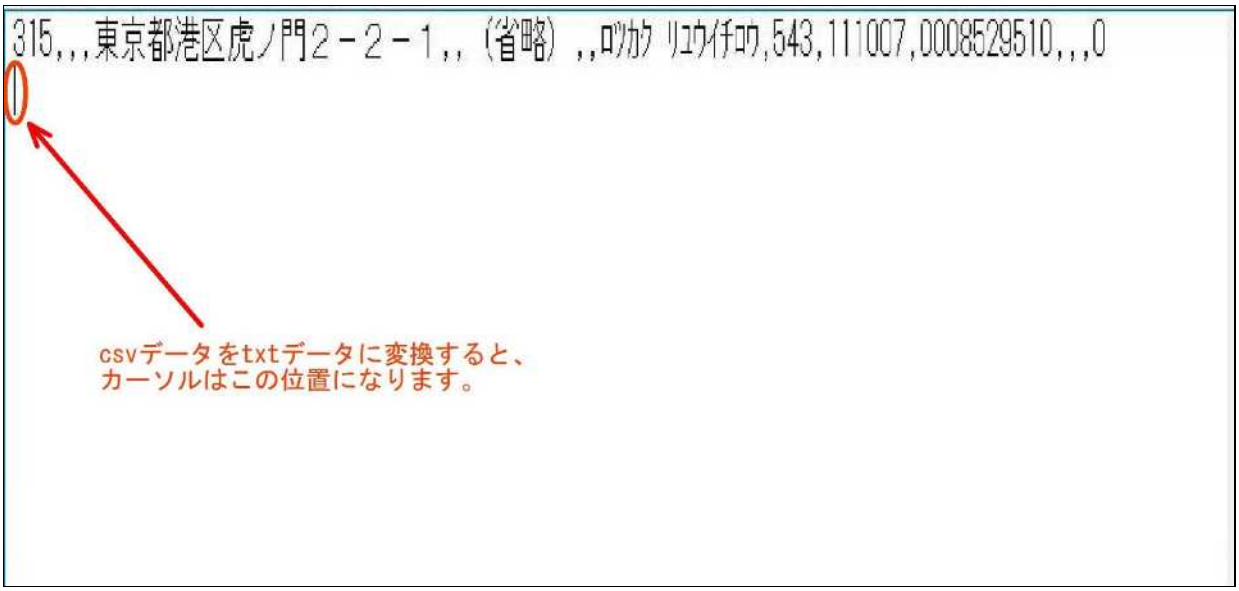

＜ファイルの読み取りができない例＞

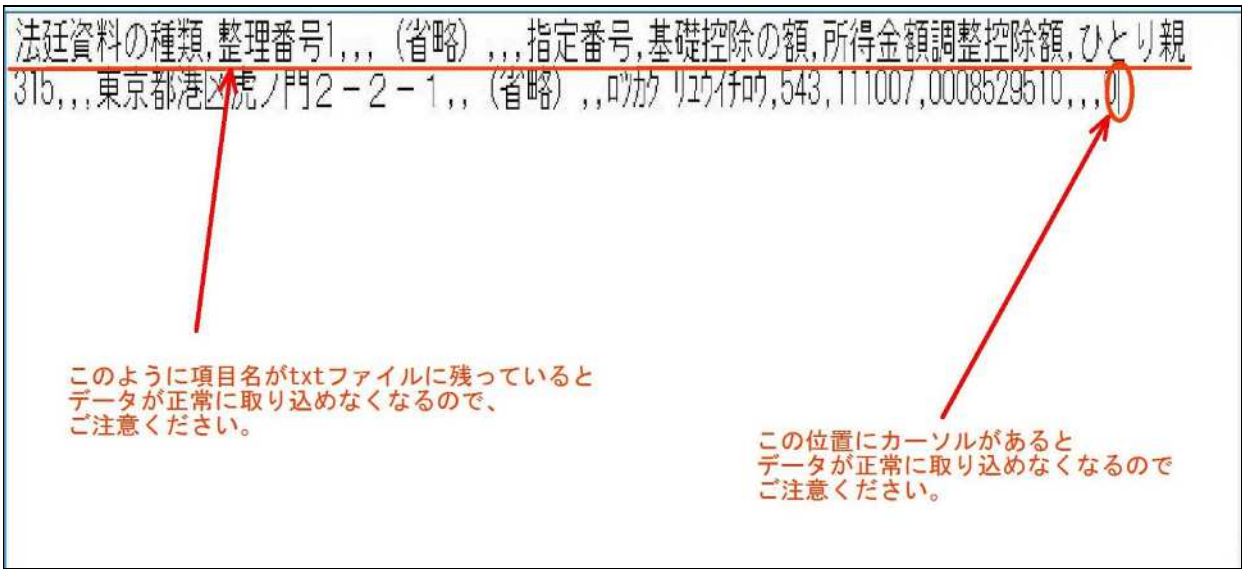

3.3　レコード内容及び作成要領に関する注意事項

＜ファイルを展開したときのイメージ　（給与支払報告書の場合）＞

315,,,東京都港区虎ノ門２－２－１,株）地方エージェンシー虎ノ門センター,03-6428-2300,,,,0,02,さいたま市大宮区大門町３－１１１,0,六角　隆一郎,センター長,給与等,6847500,,5062750,1913000,221900,,1,,380000,,,,,,,,,,,1000000,,50000,3000,,,,,1,55,03,04,,0,0,0,0,,0,0,0,0,0,0,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,102999,,,1,0,0,1234567891234,987654321098,ロツカク　ハナコ,六角　花子,00,567891234567,,,,,,,,,,,,,,,,,,ロツカク　ヒロコ,六角　弘子,00,741852963753,,,,,,,,,,,,,,,,0,0,0,ﾛﾂｶｸ　ﾘｭｳｲﾁﾛｳ,543,111007,0008529510,,,0

【注意事項③】
半角小文字のカタカナではなく、
半角大文字のカタカナを使用してください。

【注意事項①】
最後の項目の後には「,」（カンマ）を記録せず、
そこで改行してください。

※１レコードごとに改行される文字列として表現されます。
※レコード形式は、可変長とします。

①　半角文字の「,」（カンマ）は、各項目の区切り以外には使用しないでください。最後の項目の後には「,」（カンマ）を記録せず、そこで改行し次レコードに移行してください。
　また、ファイルを展開した際の可読性を考慮して、数値項目に「,」（カンマ）を記録している例が散見されますので、ご注意ください。

②　１項目に対し、全角・半角文字を混在させての記録は行わないでください。各項目の入力文字基準を遵守し、１項目につき全角・半角文字のどちらか一方で記録してください。
　また、全角文字で記録した後、既定桁数まで半角スペースで埋めている例が散見されますので、ご注意ください。

③　半角文字で記録を行う項目においてカタカナを使用する場合は、半角大文字のカタカナを使用し、半角小文字のカタカナ「ｧ、ｨ、ｩ、ｪ、ｫ、ｯ、ｬ、ｭ、ｮ」は使用しないでください。
　さいたま市のシステムでは、上記の半角小文字のカタカナを読み取ることができません。

④　半角文字で記録を行う項目においては「-」（棒線、伸ばし棒）を使用せず、必ず「-」（ハイフン）に置換してください。
　さいたま市のシステムでは、半角の「-」（棒線，伸ばし棒）を読み取ることができません。

⑤　入力する文字数については、各項目の入力文字基準を遵守し、項目に定められた文字数を超過しないようにしてください。万が一超過してしまう場合は、記録の内容と方法について、さいたま市光ディスク担当までご相談ください。

⑥　給与支払報告書の提出にあたって、年末調整の有無にかかわらず、他事業所等より支払われた給与支払額を含めたレコードを記録する場合は、項番 66「他の支払者　氏名又は名称」及び項番 67「他の支

払者　給与等の金額」については、必ず記録してください。さいたま市のシステム上、これらの項目に記録がない場合、他の事業所から支給された給与は含まれていないものと判断し、税額計算を行います。

万が一これらの項目に記録がない場合、税額計算の結果が異なる場合があり、貴事業所及び受給者の方に不利益が及ぶことがありますので、該当のある場合は必ず記録してください。

なお、他の支払者が複数存在する場合は、項番 66「他の支払者　氏名又は名称」については、可能である限りその全部を記録してください。記録できない場合は別紙でのご提出をお願いします。また、項番 67「他の支払者　給与等の金額」については、その総額を記録してください。

⑦　項番86「摘要」については、源泉徴収票と同様に実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円」と記載してください。

※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額０円」と記載してください。

※合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

※必ず、定額減税に関する事項は最初に記載するようにしてください。